

分権改革推進審議会第17回小委員会の議論を受けての修正案

1 義務教育に係る大都市権限

【議論の内容】

56Pで、道州制では義務教育に係る都道府県の権限や高等学校の設置運営について、大都市に移譲・移管すべきとなっているが、県と基礎自治体の役割分担の議論では、義務教育について、教員の任命権など政令指定都市が有している権限は県に一元化すべきであるという議論であった。その点が第2編に記載されていないと、逆の議論になったような誤解が生じる。

【修正案】

6Pの(2)県の役割(基礎自治体との関係)の末尾に次の文を加える。
「なお、政令指定都市の県費負担教職員については、人事管理を県で一元的に実施するべきであり、現在政令指定都市が有している教職員の任命権を県の権限とするよう制度の見直しが必要である。」

2 公安調査局の道州への移管

【議論の内容】

48Pの道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等の表で公安調査局が掲げられているが、特殊な機関であり、国で一元的に行われるべきではないか。

【修正案】

国家の存立に関わる面もあり、表を修正し「公安調査局」を移譲・移管されない主な国の地方支分部局の表へ移す。

また、51Pの⑥治安・安全の項から「、公安調査局」を削る。

3 今後の取組みのその他部分

【議論の内容】

道州制の議論を国に任せておくと国主導で行われるおそれがある。都道府県がベースとなる道州制でなければならない。地方でもっと詰めて研究し、声を出していくよう、92Pのその他部分の表現を強調する必要がある。

【修正案】

「(6) 道州制の制度設計に向けての検討、提案

道州制の実施に向けては、現在、国の第28次地方制度調査会で具体的な議論がされているほか、北海道をモデルとした道州制特区も検討されている。

道州制の制度設計に当たっては、①憲法における道州の位置づけ、②道州の設置方法、③議決機関と執行機関のあり方、④長の補助機関・内部組織のあり方、⑤道州に対する国の関与及び道州の国への参画、⑥大都市等に関する制度、⑦自主性・自立性の高い税財政制度など、多くの課題を検討しなければならない。

都道府県をベースとした、真の地方分権型社会につながる自治的道州制を実現させるためには、今後、道州制の検討を国に任せておくのではなく、広島県としても、さらに主体的かつ専門的な研究を進め、制度のあり方を明らかにするとともに、その結果を幅広く提案するなど、積極的な取組みを行う必要がある。」